

厚木市立未来・図書館条例及び施行規則の骨子

No.	項目	規定内容	条例	規則
1	設置	図書、記録その他必要な資料を市民の利用に供し、その教養及び調査研究等に資するとともに、市民の好奇心及び探究心を育む体験の機会を提供し、もって市民一人一人の豊かな未来の実現に寄与するため設置することを規定します。	○	
2	名称・位置	名称と位置について規定します。 (1) 名称 厚木市未来・図書館 (2) 位置 厚木市中町1丁目2番1号	○	
3	休館日	休館日を次のとおりとすることを規定します。 (1) 年末年始（12月29日～1月3日） (2) 特別整理期間として市長が定める期間 (3) その他、市長が「定める日」及び「必要と認める場合」		○
4	施設	未来・図書館は、次に掲げる施設で構成することを規定します。 (1) 図書館 (2) プラネタリウム兼多目的ホール (3) 工房 (4) 天体観望ルーム (5) イベント広場 (6) 屋外広場 (7) その他設置目的を達成するために必要な施設	○	
5	開館時間	午前9時から午後9時までとします。 ただし、「4 施設」の(1)図書館、(3)工房、(4)天体観望ルーム、(7)その他設置目的を達成するために必要な施設は、市長が別に定める時間とすることを規定します。		○
6	使用の許可	(1) 施設や設備の使用に当たり、市長の許可を受けることを規定します。 (2) 許可に当たり、市長は条件を付すことを規定します。 (3) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことを規定します。 ア 秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合 イ 施設や設備を損傷させるおそれがある場合 ウ 管理上支障があると認められる場合 (4) 使用の申請や許可の手続きを規定します。	○	○

No.	項目	規定内容	条例	規則
7	入館制限・ 遵守事項	(1) 市長は、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合は、入館を拒否することができることを規定します。 (2) 入館者が守らなくてはならない事項を規定します。 ア 危険な物品や不潔な物品を持ち込まないこと イ 附属設備を館外に持ち出さないこと ウ 騒音や怒声等を発したり、暴力を用いたりする等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと エ 関係職員の指示に従うこと など		○
8	特別な設備・ 原状回復	(1) 施設の使用に当たり、特別の設備を設置する場合や、既存の設備を変更する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことなどを規定します。 (2) (1)の使用が終了したときは、直ちに原状回復をしなければならないことを規定します。	○	
9	観覧料等の 徴収	(1) プラネタリウムの観覧料を徴収すること及び観覧料の額を規定します。 (2) プラネタリウム兼多目的ホール、工房、天体観望ルーム、イベント広場及び屋外広場の貸切利用に係る使用料を徴収すること及び使用料の額を規定します。 (3) 観覧料等を減免することができることを規定します。 (4) 納付された観覧料等は、原則として還付しないことを規定します。	○	○
10	資料等の 館外貸出し	(1) 館外貸出しをする資料等及び貸出しの区分（個人又は団体）を規定します。 (2) 館外貸出しを受けることができる者を規定します。 (3) 館外貸出しを受けようとする者は、登録を受けなければならないことを規定します。 (4) (3)の登録を受けたものに、利用者登録証を交付することを規定します。 (5) 登録の有効期間（3年）を規定します。 (6) 館外貸出しの数量と期間を規定します。 ア 個人貸出し (ア) 数量 ①図書資料 10冊以内 ②視聴覚資料 5点以内 ③電子書籍 3点以内 ④体験用物品 2点以内 (イ) 期間 14日間 イ 団体貸出し (ア) 数量 1団体につき 300冊以内 (イ) 期間 180日以内		○

No.	項目	規定内容	条例	規則
11	館外貸出しの停止等	次のいずれかに該当する場合は、館外貸出しを一時停止又は館外貸出しの登録を取り消すことができることを規定します。 (1) 貸出期間満了後、督促してもなお返納を怠った場合 (2) 事実を偽って館外貸出しの登録を受けたことが明らかになった場合 (3) 利用者登録証を他人に譲渡や貸与した場合		○
12	亡失等の届出	入館者や館外貸出しを受けた者が資料等を亡失、汚損したときや、施設等を損傷、滅失したときは、直ちにその旨と理由を届け出て、その指示を受けなければならないことを規定します。		○
13	未来・図書館協議会	未来・図書館の運営について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、意見を述べる機関を設置することや委員の定数、構成、任期などを規定します。 (1) 定数 7人以内 (2) 構成 ア 公募による市民 イ 学識経験者 ウ 学校教育の関係者 エ 社会教育の関係者 オ 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 任期 2年	○	
14	関係条例の廃止及び改正	未来・図書館条例等の制定に伴い、次の条例を廃止及び改正することを規定します。 (1) 廃止 ア 厚木市立図書館条例・同施行規則 イ 厚木市立子ども科学館条例・同施行規則 (2) 改正 ア 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 イ 厚木市ラブホテル建築規制条例 ウ 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	○	○
15	施行日	厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することを規定します。	○	○